

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

津島市は古くは繊維産業で発展していたが、安価な輸入製品が流入したことで、繊維産業が衰退し、近年では、製造業、卸売業、サービス業、建設業、農林水産業と多様な業種が地域経済を支えている状況である。

人口構造は、最新の平成 27 年国勢調査では 63,431 人となっており、平成 17 年調査の 65,547 人をピークに年々、人口減少が続き、同様に労働力人口も減少してきている。

工業統計では、市内産業の 9 割以上が中小企業となっており、これら中小企業においては、現在、従業員の高齢化、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業が失われ、さらには人口減少が加速しかねない状況にある。

市では、これまでに市内企業の設備投資等の資金融資支援や雇用支援に取り組んできたが、企業にとっては経済的負担が大きいことから設備更新が遅れ、より良い労働環境の整備による安定的な従業員確保に支障が出ている等の課題が挙げられている。

このため、市内企業の生産性を抜本的に向上させ、人手不足に対応した事業基盤や労働環境を構築するとともに、後継者へ事業継承環境を整備していくことが必要とされている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、津島市総合計画における成果指標「製造品出荷額」の達成を目指す。

商工会議所等と連携し、中小企業の実業性向上を促すことで、計画期間中に 65 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

津島市の産業は、製造業、卸売業、サービス業、建設業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める指定設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

津島市の事業所は、市街化区域や市街化調整区域に広く立地している。これらの地域で、事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

津島市の産業は、製造業、卸売業、サービス業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

なお、本計画では市内企業の人手不足に対応した事業基盤及び労働環境の構築並びに後継者へ事業継承環境整備を図る事による地域経済の活性化を目標としているため、市内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針第2第4項により、3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
市税の滞納が無い中小企業を認定の対象とする。

市は、先端設備等導入計画が当計画に適合することを確認するために、追加の資料提出を必要に応じ求める。

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業は、市が必要に応じ実施する進捗状況の調査に協力することとする。